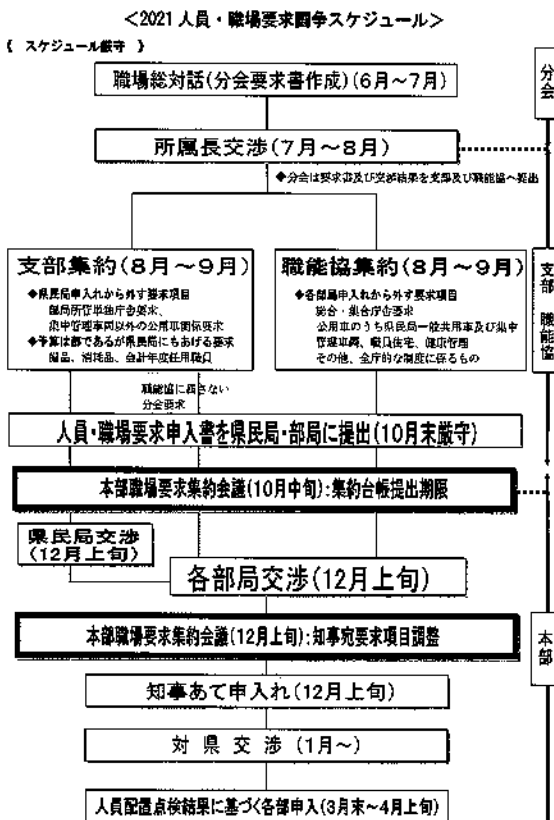


6月23日 第391回中央委員会
(職員会館ホール)

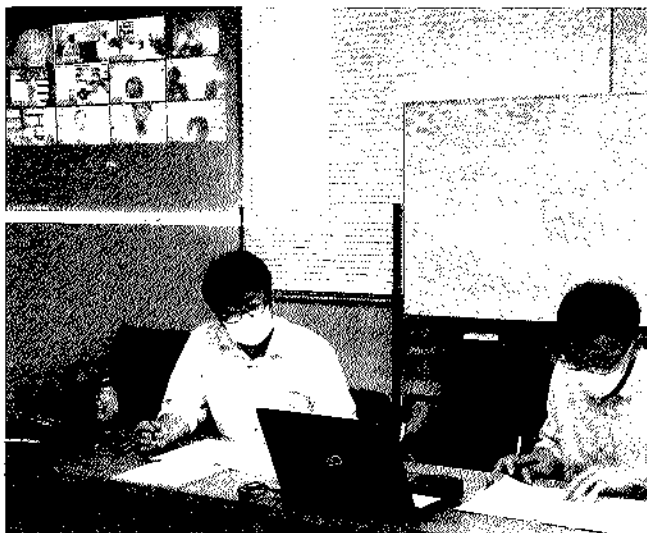
新聞 ひょうご

兵庫県職員労働組合
所在地 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県職員労働組合中央執行委員長
発行人 青木 久美子
編集人 金本 信二
1部10円(ただし、組合員の購読料は組合費に含まれる)
TEL 078(242)4311
FAX 078(261)2069



2021人員・職場要求代表者会議

2021年度人員・職場要求闘争スタート



▲ウェブで各支部と闘争の進め方を共有

7月中に総対話を実施し、問題点を洗い出そう

5月19日、本部は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人員職場要求代表者会議をWebで開催し、2021年度人員・職場要求闘争をスタートさせた。会議では昨年度の成果と課題を踏まえ、2021年度の進め方、スケジュールを確認した。今後、このスケジュールに沿って取り組みを進め、人員増、職場環境改善等の要求実現を目指す。

職場では、コロナ感染拡大で様々な問題が起こっているが、行革で定数の3割削減が迫られた中で、対応となり、超過勤務や過密労働が慢性化している。

この間、所屬長交渉をはじめとする全ての交渉において「平成30年4月1日を基本」とする行財政運営方針を理由に、「増員は厳し」との回答だったが、僅かではあるものの、新たな業務等、職場実態を踏まえた人員増が行われた。人員配置点検結果からは、①これまでのような大きな人員削減はなかった②一部で増員された職場もあったが全体としては私たちの増員要求に添えるものではなかった③短時間再任用満了後に会計年度任用職員が配置された④昇任昇格等について課題が残ったことなどが挙げられ、これらについて

行財政運営方針3年目 見直しに係る要請

5月10日、行財政運営本部事務局から、行財政運営方針の3年目の見直しについて通知された。7月までに各分野の取り組みについて検証が行われ、8月以降に見直し案が策定される。県職労、現業評議会は、5月26日行財政運営本部事務局に対し、①見直しについて、県職労、現業評議会が理解と納得ができるように十分に説明を行うこと②定員について、「H30年4月1日の職員数を基本」とを見直すこと③給与について、職員に負担を求める検討は行わないこと④県庁舎等再整備について、これまでの



▲法田企画財政局長(右)に要請

5月25日、夏季一時金・夏季休暇の執行部協議を実施した。

①夏季一時金について、期末手当に一本化し、公務員労働者の生活維持に必要な月数を確保すること、②勤労手当の支給について、再任用職員も含めてきめ細かな対応に努めること、③夏季休暇を取得しやすい職場環境の確保に努めること

夏季一時金・夏季休暇で協議

場環境の確保に努めることに加え、今年度新たに、④常勤職員との均衡の観点から、会計年度任用職員に勤労手当を支給することを要求した。

①③については、例年同様の回答が行われ、④については、「国の動向を注視していく」との回答であった。

公務員連絡会

期間は7月12日まで

2021年人勧期web署名

公務員賠償責任保険の掛け金を県職労が負担

詳しい内容は別途チラシで

公務員賠償責任保険は、住民監査請求や住民訴訟等に対して、損害賠償金や争訟費用を補償する制度です。

県職労は、従来の「職務で発生した問題の責任を個人に請求しない」という取り組みに加え、さらに、いざというときの助け合いの一環として、公賠責の掛け金を県職労が負担する取り組みを今年度から始めました。

4月から新人を対象として取り組みを進めていましたが、この度、知事部局の全組合員を対象に、取り組みを広げます。

書記局短信

署名を取り組めます。緊急事態宣言下にあることからWeb署名とします。ので、ご協力をお願いします。

注:単組名は「兵庫県職労」で入力して下さい。
<https://www.komurokyo.jp/sig2021.html>



自分は平均寿命まで生きる、後30年程はこのまま人生が続くと思っていた事が、実は何の根拠もなかったことに今回、コロナに罹って気づかされた。インフルエンザに比べると、最初はこの程度か?と余裕だった。この後、重症化の分かれ目ともいえる5月7日の時限爆弾を抱えた恐怖を嫌という程味わうことになる。症状のオンパレード、解熱したと思っただけで2、3日で再び発熱する。胸部の痛みや圧迫感があったも診察すら受けられない。重症化は紙一重、頼れるのは自らの体力と免疫力のみである。これが日本の医療かと絶望的な気分になった。

保健所のお世話と仲間の励ましのおかげで、後遺症もなく回復できた事に感謝するとともに、今更ながら、体力作りに時間をかけられなかった生活を振り返る。療養中に低下した筋力と骨密度が私の寿命に影響しないように?長距離通勤の今は、スキマ時間で頑張るしかない。

国公の定年引き上げ法案が成立

昨年廃案となった国家公務員の定年を段階的に引き上げる「国家公務員法改正法案」が6月4日、参議院で可決・成立した。段階的定年延長の開始時期については、当初予定から1年繰り延べして、2023年4

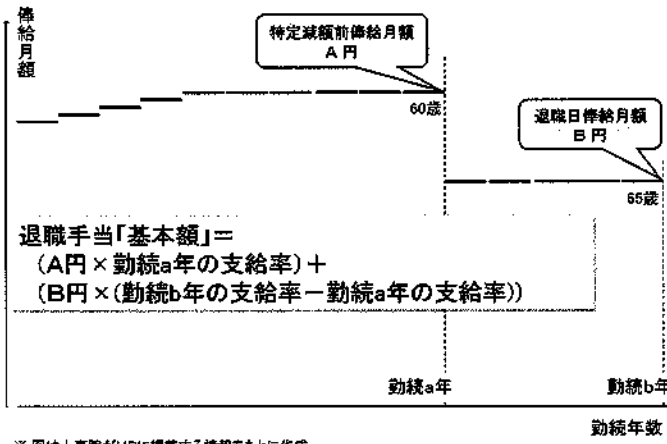
月からのスタートとなっている。同時に「地方公務員法の一部を改正する法律案」も成立した。今後、各自治体での条例改正のとりくみが進められることになる。

そもそも、今回の段階的定年延長は、年金の支給開始年齢の繰り延べに対応するものであり、年金と給与の連続を確保する上では不可欠の法改正である。

※自治労作成
例)高卒採用
60歳・勤続42年/65歳・勤続47年
減額前の給料が39万円のケース
・特定日現在の給料月額39万円
・勤続42年の支給率=47.709
・65歳定年退職日の給料月額27.3万円
・勤続47年の支給率=47.709
基本額=①(39万円×47.709)+
②(27.3万円×(47.709-47.709))
※1) 定年退職の場合の支給率は、勤続期間が35年以上は47.709で一定(別記、退職手当支給率見解を参照)
※2) 上記ケースで見た場合、60歳で退職した時の退職手当の「基本額」①と、65歳で退職した時の退職手当の基本額(①+②)は同じ額となる
※3) ピーク時特例とは関係ないが、定年が引き上げられることにより、中途採用などで、勤続年数が35年に満たない場合には、引き上げられた期間分が勤続年数に加わるため、その分がプラス効果として現れることになる

(A図) 退職手当法の「ピーク時特例」について

退職手当法の「ピーク時特例」



(B図) 段階的定年引き上げ早見表

定年年齢	※自治労作成									
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
定年60歳	2021.3.31退職	2022.3.31退職	2023.3.31退職	2024.3.31退職	2025.3.31退職	2026.3.31退職	2027.3.31退職	2028.3.31退職	2029.3.31退職	2030.3.31退職
1961年度生まれ 1961/4/2~1962/4/1	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
1962年度生まれ 1962/4/2~1963/4/1	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
1963年度生まれ 1963/4/2~1964/4/1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
1964年度生まれ 1964/4/2~1965/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
1965年度生まれ 1965/4/2~1966/4/1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
1966年度生まれ 1966/4/2~1967/4/1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
1967年度生まれ 1967/4/2~1968/4/1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳

1. 定年の段階的引き上げ
2023年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、2031年度に制度が完成し65歳となる。(B図)
2. 退職手当の扱い
退職手当の基本構造は基本額+調整額で、基本額の算定式は、退職時給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率×調整率である。
通常、退職理由が「自己都合」の場合は低めに設定されているが、「60歳に達した以降、定年までの間」に退職した職員の退職手当については、職員が不利にならないよう、退職事由を

「自己都合」ではなく、「定年」を理由とした支給率により算定されるため、支給率に影響が及ばない。
また、基本額は「ピーク時特例」(A図)が適用されるため、定年60歳の年度までの期間と、俸給月額が7割となる期間とに分けて計算されるため、俸給月額が7割水準となることに伴う退職手当の基本額のマイナス効果はない。(35年に満たない場合はその分プラス効果となる)
3. 今後の取り組み
地方公務員の定年は国に準じて定めるとされていることから、地方公務員法改正法案の成立後、速やかに

はりま姫路医療C(仮称)開設で交渉

県病舎は5月21日、はりま姫路総合医療センター(仮称)開設に係る現地交渉を実施した。
当局から整備概要の他、職種毎の体制についての考

え方等が示され、やりとりを行った。
組合からは、看護職は4人8体制、医療技術職は特

にについては、今回限りでなく今後検討を行う場合は丁寧な対応を求めた。
施設面については、新型コロナウイルス感染症対策を講じていることをはじめ、既に終わる。

知って得する わたしの権利 ②

【夏季一時金】支給日は6月30日(水)

【計算式】
期末手当〔給料+地域手当①+扶養手当+{(給料+地域手当②)×加算割合}〕×支給率(1.275月)
勤続手当〔給料+地域手当③+{(給料+地域手当④)×加算割合}〕×支給率(2020年度版組合員手帳p106の(4)勤続手当への勤務実績の反映を参照のこと)
※加算割合については組合員手帳p107~108の「期末、勤続手当の加算区分(傾斜配分)表」を参照のこと
※①の地域手当額は(給料+扶養手当)×地域手当率
②③④の地域手当額は給料×地域手当で算定。
※2021年度版組合員手帳は7月上旬発送予定

国家公務員等の一部を改正する法律案の概要
1. 定年の段階的引き上げ(略)
2. 役職定年制の導入(略)
3. 60歳に達した職員の給与
人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。(役職定年により降格、降格を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準)
4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援
①60歳以後定年前に退職した者の退職手当
60歳に達した日以後、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
②定年前再任用短時間勤務制の導入
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用(任期は65歳まで)することができる制度を設ける。

「自己都合」ではなく、「定年」を理由とした支給率により算定されるため、支給率に影響が及ばない。
また、基本額は「ピーク時特例」(A図)が適用されるため、定年60歳の年度までの期間と、俸給月額が7割となる期間とに分けて計算されるため、俸給月額が7割水準となることに伴う退職手当の基本額のマイナス効果はない。(35年に満たない場合はその分プラス効果となる)
3. 今後の取り組み
地方公務員の定年は国に準じて定めるとされていることから、地方公務員法改正法案の成立後、速やかに

書記異動

2021年6月1日付け異動がありました。各担当は下記の通りです。

梅 木 香寿美	(神戸・阪神支部)
有 賀 弓 恵	(本部情宣・総務)
原 美由樹	(本部組織・東播支部)
小野田 倫 子	(本部情宣・県庁支部)
西 川 美 穂	(本部財政・西播支部)
白 瀬 暁 之	(本部財政・淡路支部)
羽 野 牧 子	(但馬・丹有支部)

全労済自治労共済推進本部兵庫支部による じちろうセツ共済 新規・継続募集のお知らせ

☆申込締切日：2021年7月26日(月)

この機会に保障の点検・見直しをしてみませんか?

団体生命共済

入会は日曜日から。連続5日以上成人病入院はさらに手厚く。そして各種医療共済金や手術共済金。もちろん死亡保障も。

組合員本人(〜60歳) D型 2,900円で、死亡600万円+入会日額3,000円の保障

長期共済 税制適格年金

退職後のための積み立てタイプの共済。いざという時の生活資金の確保。

子どもの教育資金の確保

子どもの教育資金の確保。

県労では、支部ごとに保障相談会を実施します。自治労共済職員が個別に相談に応じますので、保障の確認・見直しを希望される方、じちろうセツ共済パンフレットを希望される方は、各支部へご連絡下さい。(今ご加入の保険・共済証書等保障内容のわかる書類をご持参下さい)

■ 問合せ先：兵庫県職員労働組合
TEL：(078) 242-4311 HP：https://kensyoku28.com/